

令和7年度「ベビーシッター派遣事業割引券」の発行について

1. 趣旨

本学教職員の育児と就労の両立支援の一環として「ベビーシッター派遣事業割引券」を発行します。
本制度は、内閣府の委託を受け公益社団法人全国保育サービス協会が実施する「ベビーシッター派遣事業」を利用して実施するものです。

2. 利用期間

令和7年5月14日～令和8年3月31日

発行枚数に限度があるため、利用枚数が上限に達した場合は、利用期間内であっても配布を終了します。

3. 利用対象者

本学に勤務している職員（附属教員を含む・非常勤職員は本学で厚生年金保険を負担している者）

4. 対象児童

(1)乳幼児又は小学校3年生までの児童

(2)健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの児童（障害者手帳・療育手帳の交付を受けている児童、その他地方公共団体が実施する障害児施策の対象となっている児童）

5. 対象サービス

平日勤務及び時間外勤務、休日勤務のために、公益社団法人全国保育サービス協会が指定するベビーシッター会社のサービスを受ける場合で、以下のいずれかに該当する場合。

(1)家庭内における保育

(2)ベビーシッターによる保育所等や認可外保育施設への送迎

①家庭と保育等施設との間の送迎であって、保育所等施設間の送迎ではないこと。

②同一家庭以外の複数の乳幼児等を同時に送迎するものでないこと。

③送迎の間の行程や乳幼児等の様子について、ベビーシッターが保育記録として記載しており、それにより保護者に報告していること。

④ベビーシッターの所属するベビーシッター事業者が運営する保育施設の送迎でないこと。

6. 利用の条件

配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等により、又は、ひとり親家庭であることにより、サービスを使わなければ就労すること（職場への復帰を含む。）が困難な状況にあること。

7. 割引金額

対象児童×2枚（最大4,400円）／1日（回）あたり

※利用料金が1回につき使用枚数×2,200円以上のサービスを対象とする。

※会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービス提供に付随する料金は含まない。

8. 利用限度

対象児童1人につき1日（回）2枚

1家庭につき1カ月に24枚、1年間に280枚まで利用可能。

ただし、「職場への復帰」のためにサービスを利用する場合、1家庭1日（回）につき1枚とし、年度内に4枚以内とする。

9. 利用できるベビーシッター会社

公益社団法人全国保育サービス協会が指定するベビーシッター会社に限る。

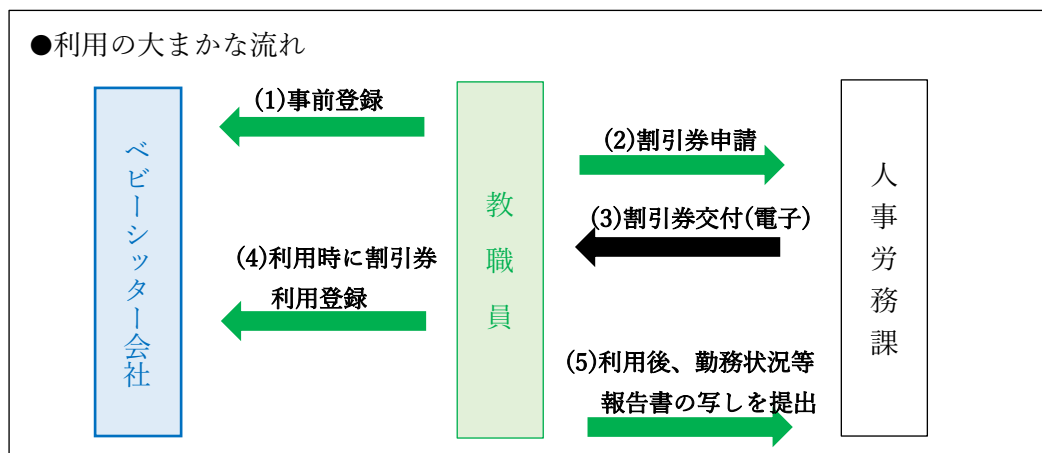
愛知県内で利用できるベビーシッター会社は以下のとおり。

- ①（株）タカミサプライ中部支社
- ②チャイルドケアサービスぴよぴよ（株）ケアメイトサービス
- ③ポピンズナニーサービス名古屋（株）ポピンズ
- ④オフィス・パレット（株）
- ⑤（株）トットメイト
- ⑥（有）ナゴヤ・ベビーシッター・サービス

※詳細及び他県については以下の公益社団法人全国保育サービス協会 Web サイトを参照。

<http://acsa.jp/htm/joining/list.htm#area20>

10. 利用の手順



(1)事前登録

事前に公益社団法人全国保育サービス協会が指定するベビーシッター会社の利用契約を確認し、利用申込を行ってください。

(2)割引券申請

提出期限までに必要書類を提出先までEメール、学内便等によりご提出ください。

【必要書類】

- ・ベビーシッター派遣事業割引券申込書
- ・ベビーシッター事業者との契約書の写し（同一の業者及び内容であれば2回目からは省略可能）
- ・対象児童が小学4年生以上の場合、その他健全育成上の世話を必要とする要件に該当することがわかる書類

※利用限度内であれば、1ヵ月分をまとめて請求することも可能です。

【提出期限】

・利用予定の7日前（土日を含む）

※緊急時については以下の担当（提出先）までご相談ください。

【提出先】

愛知教育大学人事労務課労務・福祉係

TEL：0566-26-2123、2126

E-MAIL：sankaku@m.auecc.aichi-edu.ac.jp

（3）割引券交付（電子による交付）

申込内容を確認後、割引券のURLをメールにて送信します。

（4）サービス利用時の対応

サービス利用時に、スマートフォンで割引券のURLをタップし、割引券の利用登録（QRコード読み込み、必要事項入力等）を完了させてください。

利用金額から使用枚数×2、200円を差し引いた金額をベビーシッターに支払ってください。

※参考：別添「割引券画面操作マニュアル（利用者向け）」

（5）サービス利用後

翌月の5日までに、割引券の利用日に就労していたことを証明するために、勤務状況等報告書の写しを以下の担当へ提出してください。

11. その他

（1）子ども家庭庁ベビーシッター割引券を利用して割引を受けた額については、所得税法上、非課税所得となります。

（2）都合により使用しなかった割引券は年度内に担当に返却してください。

【本件担当】

愛知教育大学総務・企画部人事労務課労務・福祉係

TEL：0566-26-2123、2126

E-MAIL：sankaku@m.auecc.aichi-edu.ac.jp